

# 岐阜県立多治見病院院内保育施設運営業務委託 仕様書

## 1. 件名

岐阜県立多治見病院院内保育施設運営業務委託

## 2. 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

## 3. 保育施設の概要

(1) 名称 岐阜県立多治見病院保育施設 キラキラきつず

(2) 所在地 岐阜県多治見市池田町2丁目10-1

(3) 施設概要

ア 構造	R C造及び木造平屋建	
イ 床面積 (主要部分)	乳児室	32.23㎡
	ほふく室	43.48㎡
	保育室①	43.48㎡
	保育室②	43.48㎡
	保育室③	43.48㎡
	遊戯室	64.46㎡
	園庭	223.95㎡

## 4. 定員

(1) 病児保育以外の保育 60名

(2) 病児保育 3名

## 5. 対象

病院職員の生後57日の乳児から満3歳に達した日以後における最初の3月31日を経過する日までの幼児（以下「入所児」という。）を対象とする。ただし、前年度まで入所していた入所児で、職員から申し出があった場合は、満3歳に達した日以後における最初の3月31日を経過後、次の幼稚園または保育園の入園式の前日までは保育することとする。

## 6. 保育日及び保育の種類

(1) 保育日

12月31日から1月3日を除く全ての日とする。

(2) 保育の種類及び時間

①通常保育：職員の勤務日における保育

：午前7時30分 から 午後6時30分

②延長保育：通常保育時間を超えての勤務により下記の範囲内で保育を必要とする時間について実施する。

：①木曜日を除く開所日全日 午後6時30分から午後8時まで

：②木曜日 午後6時30分から翌日午前7時30分まで（夜間保育）

※職員の勤務で必要な場合に行う。

※利用者からの希望により、午前7時30分から午後5時までの間で引き続き「通常保育」として保育を行うこと。

③病児保育：職員の勤務における保育であって、発熱、下痢等の症状がある乳幼児に対して行う保育。なお、病児保育室は、多治見病院内に設置する。

：午前8時30分 から 午後5時30分（月曜日～金曜日（土日祝日は休み））

## 7. 給食

受託者が、給食及びおやつを提供を行う。ただし、入所児の家庭又は保護者との連携に努め、食育の充実を図ること。

## 8. 職員の配置

受託者は、保育所運営において以下の条件を満たす職員配置を行うこと。

- (1) 保育所に従事する職員の数は、児童福祉施設最低基準及び当該年度の企業主導型保育事業指導・監査基準を満たすこと。また、常勤の管理運営責任者（保育士との兼務可）を配置すること。
- (2) 認可外保育施設指導監督の指針（平成14年7月12日雇児発第0712005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局）に基づき、保育施設の運営を行うこと。
- (3) 病児保育の職員として、保育士を配置し、当日の緊急な預け入れの要請等に速やかに対応できるよう体制を整えること。
- (4) クラス分け保育の実施に必要な人員配置を行うこと。
- (5) 保育に従事する者は、原則保育士の資格を有すること。

## 9. 保育内容

受託者は、保育内容において、以下の条件を満たすこと。

- (1) 遊び、食事（ミルク・おやつを含む）、午睡、手洗い、沐浴、着替えの介助、おむつ交換、院内保育所への受入から引渡しまでの保護、その他保育に必要な業務を行うこと。
- (2) 入所児の安全、清潔で健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠）に十分配慮した保育の計画を定めること。
- (3) 誕生日会や季節に応じたイベントなどを行うこと。
- (4) 連絡帳や便りなどを用いて保護者と情報交換を行うこと。

## 10. 施設・設備・備品

- (1) 委託者は、保育所を運営するために必要と判断する施設、設備及び備品を受託者に貸与する。
- (2) 受託者は、施設、設備及び備品の衛生的環境と美観の保持に努めるとともに、省資源・省エネルギー等環境に配慮すること。
- (3) 受託者は、施設、設備及び備品の定期点検等を行い安全確保に努めること。
- (4) 施設改修、備品購入等は、病院と受託者との協議の上、必要と認められた場合に行うもの。
- (5) 受託者が故意又は過失、管理を怠ったことにより施設、設備及び備品を棄損又は滅失した場合には、受託者はただちに原状回復に努め、その費用を弁償しなければならない。ただし、病院が特別な事情があると認めた場合は、その全部又は一部を免除する。

## 11. 保険への加入

受託者は、保育中の事故等に備え、入所児を被保険者とする保険（保育施設賠償責任保険、保育所傷害保険）に加入すること。

## 12. 業務区分及び費用負担区分

(1) 保育施設運営業務委託に係る岐阜県立多治見病院（病院）、受託者及び保護者の業務区分は次のとおりとする。

項 目	病院	受託者	保護者
入所案内等の作成及び説明	○	○	
入退所手続き、申込先	○		
保育日時予定表の作成		○	○
保育日時予定表提出先		○	
保育日時（変更、休み、延長保育等）の連絡先		○	
帳票管理等（名簿、保育台帳、保育日誌、身体記録簿等）		○	
月次事業報告の作成		○	
保護者会の開催等		○	
立入調査等への対応	○	○	
企業主導型保育事業等の助成金の申込み、交付申請等の支援	○	○	
企業主導型保育事業助成金の申請に係る集計及び入力	○	○	
企業主導型保育事業における交付申請等の支援		○	
保育料の徴収に必要な資料の作成		○	
保育料の集計、徴収	○		
給食（おやつ含む）の調理	○		
給食（おやつ含む）の提供、調乳		○	
布団上下、毛布、紙おむつ、着替え、タオルケット、バスタオル、汚れ物入れ等の準備		○	
保育材料（おもちゃ、絵本等）、救急用具、ゴミ袋、トイレットペーパー等の消耗品		○	
施設の改修、補修、維持（受託者の故意又は過失による損傷等を原因とする場合）		○	
施設の改修、補修、維持（上記以外）	○		
保育施設の衛生管理		○	
その他、受託者が行うべき業務		○	
その他、病院が行うべき業務	○		

(2) 保育施設運営業務委託に係る岐阜県立多治見病院（病院）、受託者及び保護者の費用負担区分は次のとおりとする。

項 目	病院	受託者	保護者
人件費		○	
福利厚生費		○	
受託者の定期健康診断に関する費用		○	
施設の衛生管理に関する費用		○	
被服費（職員）		○	
職員の資質向上に関する費用		○	
各種イベントに係る費用		○	
賠償責任保険に関する費用	○	○	
給食、おやつに関する費用	○		○
光熱水費用及び、電話料等の通信運搬費	○		

保育所運営に係る消耗品費		○	
保育所運営に係る備品費	○		
布団上下、毛布、紙おむつ、着替え、タオルケット、バスタオル、汚れ物入れ等の準備	○		○
保育材料（おもちゃ、絵本等）、救急用具、ゴミ袋、トイレットペーパー等の消耗品		○	
その他、運営管理に関する費用		○	
その他、病院が必要と認めた費用	○		

### 13. 安全・衛生・防犯

保育施設運営業務に関わる安全・衛生において、以下の項目を遵守すること。

- (1) 法令等や施設の特性を考慮した入所児及び職員の安全と衛生の確保に努めること。
- (2) 保育所内、園庭及び保育所周辺の清潔な環境の確保に努め、「保育所における感染症ガイドライン」（厚生労働省 2018年改訂版）に基づき、感染症予防対策に万全を期すること。また、感染症発生時には速やかに総務課福利厚生担当へ報告すること。
- (3) 防犯対策、緊急時（事故、感染症の発生、食中毒など）のマニュアル、緊急連絡体制、事故防止のチェックリスト等を整備し、保護者及び病院に提示すること。
- (4) 月1回避難訓練を実施する等、消防法に定められた事項を遵守すること。
- (5) 施設の火気取締りについては、防火責任者を定め、遺漏のないよう対応すること。
- (6) 児童福祉施設最低基準に従い、入所児に対し年2回の健康診断を実施すること（健康診断結果の提出を受けることでも可とする）。
- (7) 保育業務従事者の健康管理を徹底すること。
- (8) 受託者は名札を常備し、保育にふさわしい服装で業務を行うこと。

### 14. 入所児の健康管理・事故への対応

- (1) 保育中に発熱、急病、怪我等の場合は、速やかに保護者に連絡し、保護者の責任のもと対応をはかること。
- (2) 入所児が以下の症状を訴え、通常保育での保育が難しい場合で保護者が希望する場合は、「病児保育室の利用について」に従って当院小児科に受診し、医師の診断結果のもと病児保育室での保育を実施する。但し、病児保育室の定員（3名）を超える場合は、委託者と相談のうえ、定員の範囲内で保育を実施する。
  - ① 37.8度以上の熱がある。
  - ② 下痢・嘔吐等の症状がある。
  - ③ 感染症疾患又はその疑いがある。
  - ④ その他著しく普段と様子が違う。
- (3) 事故が発生しないよう万全の対策を講じなければならない。事故が発生した場合、速やかに保護者及び委託者に報告するとともに誠意をもって対処すること。

### 15. 利用状況の報告に関する事項

前月分の保育料の積算根拠となる利用状況を翌月月初に報告すること。

### 16. 企業主導型保育事業助成金に関すること

- (1) 電子申請システムにおける下記申請に係る集計及び入力業務を行うこと。また、各種申請について適宜支援及び指導を行うこと。

- ①「月次報告」報告書の作成
- ②「概算交付申請」申請書の作成
- ③「年度報告」報告書の作成
- ④その他必要な報告書の作成

(2) 各種申請について、児童育成協会が指定する当該年度における申請期日の2日前までに電子申請画面に入力すること。

## 17. 保育人員

### (1) 通常保育（見込み人数）

○令和6年度

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳児	1	2	3	6	6	9	14	15	15	18	19	19
満1歳児	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
満2歳児	19	19	19	19	19	19	19	19	19	18	18	18
計	41	42	43	46	46	49	54	55	55	57	58	58

○令和7年度

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳児	1	2	3	4	5	8	10	12	16	18	18	18
満1歳児	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
満2歳児	21	21	21	21	21	21	21	20	20	20	20	20
計	43	44	45	46	47	50	52	53	57	59	59	59

○令和8年度

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳児	1	2	3	4	5	8	10	12	16	18	18	18
満1歳児	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
満2歳児	21	21	21	21	21	21	21	20	20	20	20	20
計	43	44	45	46	47	50	52	53	57	59	59	59

○令和9年度

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳児	1	2	3	4	5	8	10	12	16	18	18	18
満1歳児	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
満2歳児	21	21	21	21	21	21	21	20	20	20	20	20
計	43	44	45	46	47	50	52	53	57	59	59	59

○令和10年度

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳児	1	2	3	4	5	8	10	12	16	18	18	18
満1歳児	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
満2歳児	21	21	21	21	21	21	21	20	20	20	20	20
計	43	44	45	46	47	50	52	53	57	59	59	59

## (2) 病児保育(実績)

## ①延べ利用者数

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月	13	0	1	2	4
5月	8	0	0	10	13
6月	8	0	17	6	10
7月	19	0	2	3	10
8月	17	0	11	3	
9月	14	0	5	14	
10月	27	1	4	16	
11月	1	0	1	2	
12月	9	1	3	8	
1月	11	8	1	2	
2月	10	0	3	6	
3月	11	1	2	5	
合計	138	11	50	77	37

## ②実施日数

(単位：日)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月	12	0	1	2	4
5月	6	0	0	9	9
6月	6	0	12	5	10
7月	16	0	2	2	9
8月	11	0	7	3	
9月	11	0	5	9	
10月	16	1	4	11	
11月	1	0	1	2	
12月	8	1	3	8	
1月	7	7	1	2	
2月	9	0	3	6	
3月	1	1	2	5	
合計	104	10	41	64	32

※令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策のため利用実績減少  
(令和5年8月1日現在)

## 18. その他

- (1) 新規に契約を締結した場合、支障なく業務を遂行できるよう前年度契約業者から引き継ぎを受けること。
- (2) 翌年度の契約業者が新規であった場合、新規契約業者に対して業務の引き継ぎを行うこと。  
なお、引き継ぎに係る費用については受託者の負担とする。
- (3) 当院の管理する敷地内には駐車場が用意されていないため、受託者が各々土地所有者と交渉の上、借り受けること。  
なお、受託者の変更があった場合は、それにかかる引き継ぎを行うものとする。
- (4) 預かり園児数が想定を15%以上増減した場合は、委託料の減額、増額について協議を行なうこととする。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項は、双方が誠意を持って協議して定める。